

令和2年12月21日

会 員 各 位

石狩商工会議所中小企業相談所

新型コロナウイルス感染症の影響に係る中小事業者等の固定資産税・都市計画税の軽減措置申請の確認業務について（お知らせ）

会員各位におかれましては、日頃より弊所事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、かねてより中小企業庁などから周知がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく売上の減少した中小企業・小規模事業者を対象として固定資産税及び都市計画税の減免措置が講じられることとなりました。但し、**係る減免措置を受けるには、令和3年1月5日から令和3年2月1日までの受付期間中に納税地となる市町村へ減免申請の手続きを行うことが必要**となります。

（対象要件、減免率、手続きの流れ等につきましては石狩市のWEBサイトをご参照ください。

※ <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/zeimu/3082.html>

また、申請に際しましては、各市町村に申告書を提出する前に、申告書の記載につきまして、**経営革新等認定支援機関、又はこれに準ずる団体等に内容の確認を依頼し、確認印の押印を受ける必要があります。** 弊所におきましても、これに該当する団体として確認業務を行うこととなりますが、弊所に確認をご依頼の場合、以下の点にご留意ください。

- 1) この文書を発送した時点ですでに確認業務を受け付けておりますが、お越しの際は**事前にお電話にて日程等をご相談ください。**（0133-72-2111 中小企業相談所）
- 2) 確認業務につきましては、経営革新等認定支援機関の認定を受けた金融機関や税理士、中小企業診断士等でも行うことができます。本件については周知している団体等が少ないため、弊所に確認依頼が集中する可能性もあり、そうした場合には**他所にご依頼されるよう要請することもあり得ますので、予めご了承ください。**
- 3) 申告書の作成及び作成に必要な資料の収集は申請者の責任において行ってください。**弊所では申告書の作成代行や代筆は致しかねます。**
- 4) 確認業務に必要な資料等は別紙のとおりです。

①申告書「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税の特例措置に関する申告」

※申告書の様式は、前述の石狩市WEBサイトよりダウンロードしてください。

※弊所にお越しの際は、必要事項を漏れなくご記入のうえご持参ください。

②売上高減少を証明する書類等

1. 個人

1) 青色申告の場合

①前年の売上高 → 令和元年分の所得税確定申告書及び青色申告決算書

②本年の売上高 → 令和2年の会計帳簿（総勘定元帳、売上台帳等）

2) 白色申告の場合

①前年の売上高 → 令和元年分の所得税確定申告書及び白色申告収支内訳書、会計帳簿（総勘定元帳、売上台帳等）

②本年の売上高 → 令和2年の会計帳簿（総勘定元帳 売上台帳等）

※売上高を会計帳簿で確認する場合、該当月分だけでなく、通年分ご持参ください。

2. 法人

①前期分の売上高 → 前期分の法人税確定申告書及び決算書（※法人事業概況説明書（月別売上高等の状況）を含む）、該当月の売上高が確認できる会計帳簿等

②今期分の売上高 → 今期分の会計帳簿（※対象となる月を含む期が決算を迎えている場合、直近の法人税確定申告書及び決算書も併せてご持参ください。）

※「前期」「今期」は便宜上の表現です。対象となる3ヶ月が2期に跨る場合もあり得ますので、あくまで対象となる3ヶ月分を含む期間分の資料を要します。

③特例対象資産の確認に要する書類等

1. 個人

1) 青色申告の場合

令和元年分の青色申告決算書（減価償却費の計算）

2) 白色申告の場合

令和元年分の白色申告収支内訳書（減価償却費の計算）

2. 法人

直近の法人税申告書別表 16 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

3. 個人・法人とも

直近の固定資産税・都市計画税の納税通知書及び課税明細書

※記載の資料のほか、必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。予めご了承ください。